（更正決定）

第九十五条　終局決定に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2　更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3　更正決定に対しては、更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

4　第一項の申立てを不適法として却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　終局決定に対し適法な即時抗告があったときは、前二項の即時抗告は、することができない。

（終局決定に関する民事訴訟法の準用）

第九十六条　民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条（第二項後段を除く。）の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。

（中間決定）

第九十七条　家庭裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

2　中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

（終局決定以外の裁判）

第九十八条　終局決定以外の裁判は、これを受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2　終局決定以外の裁判については、これを受ける者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。

3　第九十二条から第九十六条まで（第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項を除く。）の規定は、前項の裁判について準用する。この場合において、第九十四条第二項第二号中「理由」とあるのは、「理由の要旨」と読み替えるものとする。

4　子の返還申立事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

5　終局決定以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。

第七目　裁判によらない子の返還申立事件の終了

（子の返還の申立ての取下げ）

第九十九条　子の返還の申立ては、終局決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、申立ての取下げは、終局決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

2　前項ただし書の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合においては、家庭裁判所は、相手方に対し、申立ての取下げがあったことを通知しなければならない。ただし、申立ての取下げが子の返還申立事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3　前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、申立ての取下げがあった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

4　民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「子の返還申立事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

（和解）

第百条　子の返還申立事件における和解については、民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条及び第二百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「子の返還申立事件の手続」と読み替えるものとする。

2　子の返還申立事件においては、子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項についても、和解をすることができる。

3　次の各号に掲げる事項についての和解を調書に記載したときは、その記載は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

一　子の返還　確定した子の返還を命ずる終局決定

二　子の監護に関する事項、夫婦間の協力扶助に関する事項及び婚姻費用の分担に関する事項　確定した家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第三十九条の規定による審判

三　その他の事項　確定判決

第三款　不服申立て

第一目　終局決定に対する即時抗告

（即時抗告をすることができる裁判）

第百一条　当事者は、終局決定に対し、即時抗告をすることができる。

2　子は、子の返還を命ずる終局決定に対し、即時抗告をすることができる。

3　手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

（即時抗告期間）

第百二条　終局決定に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2　当事者又は手続に参加した子による即時抗告の期間は、即時抗告をする者が終局決定の告知を受けた日から進行する。

3　子（手続に参加した子を除く。）による即時抗告の期間は、当事者が終局決定の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

（即時抗告の提起の方式等）

第百三条　即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2　抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当事者及び法定代理人

二　原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨

3　即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。

4　前項の規定による終局決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5　前項の即時抗告は、一週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

6　第七十条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

（抗告状の写しの送付等）

第百四条　終局決定に対する即時抗告があった場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者及び手続に参加した子（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。

2　裁判長は、前項の規定による抗告状の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

（陳述の聴取）

第百五条　抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかなときを除き、原審における当事者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

（抗告裁判所による裁判）

第百六条　抗告裁判所は、即時抗告を理由があると認める場合には、自ら裁判をしなければならない。ただし、次条第三項において準用する民事訴訟法第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでない。